

堺市イノベーション投資促進条例施行規則の一部を改正する規則

堺市イノベーション投資促進条例施行規則（令和２年規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第１７条を第２０条とする。

第１６条第１項を次のように改め、同条を第１９条とする。

条例第１１条第１項の規定による報告は、堺市企業立地計画認定事業運営状況報告書（様式第１７号）により、条例第７条の規定による不均一課税に関する申請と同時に行わなければならない。

第１５条を第１８条とする。

第１４条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加え、同条を第１７条とする。

条例第８条第３項第１号オの規則で定める事業は、泉ヶ丘地域において行われる別表第３に定める事業（次世代ヘルスケア関連の事業を除く。）とする。

第１３条中「特定事業所等」を「企業立地計画に係る家屋」に改め、同条を第１５条とし、同条の次に次の１条を加える。

（中百舌鳥地域において不均一課税割合の対象となる事業等）

第１６条 条例第８条第３項第１号エに規定する規則で定める団体は、公益財団法人堺市産業振興センター、株式会社さかい新事業創造センターその他中小企業者の経営に係る支援等を行う団体であつて市長が特に認めるものとする。

２ 条例第８条第３項第１号エの規則で定める事業は、中百舌鳥地域に立地するスタートアップ（創業から１０年を経過していない中小企業者、新分野への進出、第２創業等の新事業の創出に挑戦する中小企業者、産学連携により新しい製品又はサービスの開発を行う中小企業者等をいう。）等と一体的に行う事業とする。

第１２条を第１４条とする。

第１１条第２項第１号中「特定事業所等である家屋の明細」を「企業立地計画に係る家屋の明細」に改め、同項第２号中「償却資産の申告書の写し」を「これに類する資料であつて認定事業に係る償却資産が確認できるもの」に改め、同項第３号中「特定事業所等に関する事業所税の明細書」を「企業立地計画に係る家屋に関する事業所税の明細書」に改め、同項第４号中「第３条第１項第２号」の次に「若しくは第３号」を加え、同項第５号中「第８条第４項又は第９条第３項」を「第１０条第４項又は第１１条第３項」に改め、同条を第１３条とする。

第１０条第２項第３号中「特定事業所等に係る建物」を「企業立地計画に係る家屋」に改め、同条を第１２条とする。

第９条第２項中「第５条第２項」を「第７条第２項」に改め、同条を第１１条とする。

第８条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条第２項を削り、同条第１項第１号

中「企業立地を行う土地、家屋又は」を「企業立地計画に係る家屋又は認定事業の用に供する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第4条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 商号
- (2) 代表者
- (3) 住所又は本社の所在地（企業立地に係る事業計画に変更を生ずる場合を除く。）
- (4) 定款記載事項の目的（当該変更により、企業立地の主たる目的である事業の実施に影響を生ずるものを除く。）
- (5) 事業年度（決算日）

第8条第3項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に、「前2項」を「前項」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

5 条例第4条第3項の規定による軽微な変更の届出は、当該変更のあった日から起算して14日以内に当該変更が確認できる書類を市長に提出することにより行わなければならない。

6 第2項の規定による申請又は前項の規定による届出を要する場合において、第7条第2項の規定により共同で申請を行った2以上の企業が第8条第1項の規定により認定を受けたときにあっては、これらの企業のうち認定計画において変更をすべき事由が生じた企業のみで申請又は届出を行うことができる。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第1項第1号中「特定事業所等」の次に「又は条例第8条第2項の脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋（以下これらを「企業立地計画に係る家屋」という。）」を加え、同号ア及びイ中「とき。」を「とき」に改め、同項第2号中「基づく特定事業所等」を「係る家屋」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 条例第2条第3号イに規定する企業立地（前2号に該当する場合を除く。）又は同条第3号ウに規定する企業立地を行う場合 企業立地計画に基づく償却資産の取得に係る契約の締結又は発注の日

第5条第2項中「提出することができる」を「提出しなければならない」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 条例第2条第3号ア又はウ(ア)に規定する企業立地を行う場合（工場若しくは事務所の新設、拡張若しくは移転又は償却資産の取得を行おうとする場合に限る。）にあっては、2以上の企業の全てが条例別表第3に定める事業を営む企業であること。

第5条第2項第2号中「同項第2号」の次に「若しくは第3号」を加え、同条第3項第2号中「第3条第1項第2号」の次に「若しくは第3号」を加え、同項第7号中「特定事業所等」を「企業立地計画に係る家屋」に、「又は建替え」を「若しくは建替え又は企業立地計画事業の用に供する償却資産の取得」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「特定事業所等」を「企業立地計画に係る家屋」に改め、同号を同項第8号とし、同項第

１０号を同項第９号とし、同条を第７条とし、同条の前に次の１条を加える。

（特定重要技術）

第６条 条例第２条第１２号の規則で定めるものは、経済施策を一体的に構ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第６０条第１項に規定する特定重要技術研究開発基本指針に基づき、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議が決定する研究開発ビジョンにおいて、支援対象とする重要技術として定められたものとする。

第４条中「第２条第１０号」を「第２条第１１号」に改め、同条を第５条とする。

第３条を第４条とし、第２条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（温室効果ガスの大幅な排出削減が見込まれる技術）

第２条 条例第２条第３号ウ(イ)に規定する規則で定める技術は、革新的環境イノベーション戦略（令和２年１月２１日統合イノベーション戦略推進会議決定）第２章に規定する１６の技術課題に係る技術開発内容として示される技術とする。

附則第４項中「令和７年３月３１日」を「令和１２年３月３１日」に改める。

別表第１中「第２条関係」を「第３条関係」に改め、同表中百舌鳥地域の項を次のように改める。

中百舌鳥地域	白鷺町１丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曾根町（大阪府道２号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道２号大阪中央環状線以南、大阪府道１９２号我堂金岡線以西及び大阪府道３５号堺富田林線以北の全てを満たす対象区域並びに大阪府道３５号堺富田林線以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町３丁、４丁及び５丁、百舌鳥赤畑町５丁、向陵東町２丁及び３丁並びに黒土町（大阪府道２８号大阪高石線以東の対象区域のうち、大阪府道２号大阪中央環状線以南の区域に限る。）のうち、都市計画法第９条第３項に規定する第１種中高層住居専用地域、同条第４項に規定する第２種中高層住居専用地域、同条第５項に規定する第１種住居地域、同条第６項に規定する第２種住居地域、同条第９項に規定する近隣商業地域、同条第１０項に規定する商業地域又は同条第１１項に規定する準工業地域に該当する区域
--------	---

別表第２中「第３条関係」を「第４条関係」に改める。

別表第３中「第４条、第１４条関係」を「第５条、第１７条関係」に改める。

様式第１号中「第５条関係」を「第７条関係」に、「第５条の」を「第７条の」に改める。

様式第２号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第３号中「第５条関係」を「第７条関係」に改める。

様式第4号中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第294条第8項に」を「第294条第8項の」に、「第3条第3号第5号」を「第3条第3項第5号」に改める。

様式第5号中「第6条関係」を「第8条関係」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「認定しました」を「認定した」に、

「

特定事業所等の所在地

を「

企業立地を行う施設の所在地

に改める。

様式第6号中「第8条関係」を「第10条関係」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「第8条第1項又は第2項」を「第10条第2項」に改める。

様式第7号中「第8条関係」を「第10条関係」に、「第8条第4項」を「第10条第4項」に、「認定しました」を「認定した」に改める。

様式第8号中「第9条関係」を「第11条関係」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改める。

様式第9号中「第9条関係」を「第11条関係」に、「第9条第3項」を「第11条第3項」に、「承認しました」を「承認した」に改める。

様式第10号中「第10条関係」を「第12条関係」に、「開始します」を「開始する」に、「第10条第1項」を「第12条第1項」に、

「

特定事業所等に係る従業者	計画	実績	備考
労働者名簿記載者（パート従業者等含む。）			
うち市内居住者			
うち新規雇用者			
市内居住者率	%	%	
派遣会社等からの従業者又は他の企業からの出向者			
合　　計			

を

」

「

企業立地を行う施設に係る従業者	計画	実績	備考
労働者名簿記載者（パート従業者等含む。）①			
うち市内居住者 ②			
うち新規雇用者			
市内居住者率（②÷①）	%	%	
①のうち正社員			
派遣会社等からの従業者又は他の企業からの出向者 ③			
合計（①＋③）			

に

」

改める。

様式第１１号中「第１０条関係」を「第１２条関係」に、「休止（廃止）します」を「休止（廃止）する」に、「第１０条第３項」を「第１２条第３項」に改める。

様式第１２号中「第１１条関係」を「第１３条関係」に、「第７条」を「第８条の規定」に、「第１１条第１項」を「第１３条第１項」に、

「

特定事業所等の所在地	堺市
------------	----

を

」

「

企業立地を行う施設の所在地	堺市
---------------	----

に

」

改める。

様式第１３号中「第１１条関係」を「第１３条関係」に、「特定事業所等である家屋の明細」を「企業立地計画に係る家屋の明細」に改める。

様式第１４号中「第１１条関係」を「第１３条関係」に改める。

様式第１５号中「第１１条関係」を「第１３条関係」に、「特定事業所等に関する事業所税の明細書」を「企業立地計画に係る家屋に関する事業所税の明細書」に、「特定事業所等に関する事項」を「企業立地計画に係る家屋に関する事項」に、

「

特定事業所等の所在地

」を「

企業立地計画に係る家屋の 所 在 地

」に

改める。

様式第 16 号中「第 15 条関係」を「第 18 条関係」に、「取り消します」を「取り消す」に、「第 15 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、

「

特定事業所等の所在地	堺市
------------	----

」を

「

企業立地を行う施設の 所在地	堺市
-------------------	----

」に

改める。

様式第 17 号中「第 16 条関係」を「第 19 条関係」に、「第 11 条」を「第 11 条第 1 項」に、「第 16 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に、

「

特定事業所等の所在地	堺市
------------	----

」を

「

企業立地を行う施設の 所在地	堺市
-------------------	----

」に、

「

	特定事業所等に係る 従業員	特定事業所等が所在 する事業所の従業員
労働者名簿記載者（パート従業員等含む。）		
うち市内居住者		
うち新規雇用者		
市内居住者率	%	
派遣会社等からの従業員又は他の企業 からの出向者		
合　　計		

を

」

「

	企業立地を行う施設 に係る従業員	企業立地を行う施設 が所在する事業所の 従業員
労働者名簿記載者（パート従業員等含む。）①		
うち市内居住者 ②		
うち新規雇用者		
市内居住者率（②÷①）	%	
①のうち正社員		
派遣会社等からの従業員又は他の企業か らの出向者 ③		
合　　計（①＋③）		

に、

」

「特定事業所等が所在する事業所の年間製造品出荷額」を「企業立地を行う施設が所在する事業所の年間製造品出荷額」に改める。

附　則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市イノベーション投資促進条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市イノベーション投資促進条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

企 業 立 地 計 画 書

(1) 企業概要

[illegible]

	株主名（企業名）	住所又は所在地	保有数	保有比率	申請者との関係等
1			株	%	
2			株	%	
3			株	%	

(第2面)

(3) 事業所の現況

	事業所の所在地	主たる機能	従業者数	操業開始時期	備 考
1			人	年 月	
2			人	年 月	
3			人	年 月	

(4) 事業の現況

(単位：千円)

	主な売上先	年間売上高	売上比率	主な仕入先	年間取引高
1			%		
2			%		
3			%		
合計（年商）		千円		千円	

(5) 最近5期の利益状況

(単位：千円)

期 間	売上高	営業利益	経常利益	税引後利益
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				
年 月 日 ～ 年 月 日				

(第3面)

2 資金計画

(1) 資金計画

(単位：千円)

必要資金			調達資金		
摘要		金額	摘要		金額
設 備 資 金 (家屋・土地)			自 己 資 金	手 元 資 金	
				資 産 処 分 金	
				そ の 他 ()	
設 備 資 金 (償却資産等)			借 入	公 的 融 資	
				民間金融機関	
				そ の 他 ()	
運 転 資 金 (販促費等)			そ の 他		
合 計		千円	合 計		千円

(第4面)

(2) 設備投資に係る収支計画

(単位：千円)

予想損益						
項目	金額					
	事業開始～ 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
① 売上高						
② 売上原価						
③ 売上総利益 (①－②)						
④ 販売費及び一般管理費						
⑤ 営業利益 (③－④)						
⑥ 営業外損益						
⑦ 経常利益 (⑤＋⑥)						
⑧ 法人税等 (⑦×40%)						
⑨ 税引後利益 (⑦－⑧)						
⑩ 減価償却費						
⑪ 償却前税引後利益 (キャッシュフロー) (⑨＋⑩)						
予想資金収支						
収 入	期中の増資					
	期中の借入					
	償却前税引後利益 (キャッシュフロー) ⑪再掲					
	計 (A)					
支 出	期中の設備資金					
	増加運転資金					
	借入金返済					
	計 (B)					
当期差額 (C) = (A) - (B)						
前期繰越差額 (D)						
次期繰越差額 (E) = (C) + (D)						

3 事業計画

(1) 事業の概要

立 地（投資）場所	堺市		
立 地 区 域	☐ 工業適地 ☐ 都市拠点		
企業立地の種類	☐ 特定事業所等 ☐ 工場 ☐ 研究所 ☐ 事務所 ☐ 高度物流施設 ☐ 償却資産のみ ☐ 脱炭素エネルギー供給拠点 ☐ その他		
立 地（投資）の種類	家屋 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 建替え ☐ 取得 ☐ 賃借 ☐ 償却資産のみ		
市 内 へ の 本 社 移 転 ※本社が堺市外の企業のみ	☐ 有り ☐ 無し		
企業立地計画に係る家屋 の 着 工 年 月 日 等	着 工 予 定 日	年	月 日
	竣 工 予 定 日	年	月 日
	売買（賃貸借）契約 締 結 予 定 日	年	月 日
	操 業 開 始 予 定 日	年	月 日
投下固定資産額（予定）	円（土地及び家屋の購入を除く。）		
立 地（投資）の理由			
事 業 内 容			
① 事業目標（将来展望） ② 特定事業所等において行おうとする事業（製品、サービス等）の内容 ③ 市場動向（ニーズ、規模等） ④ 競合する製品、技術、サービス等と比較した新規性及び優位性 ⑤ 堺市内企業及び研究機関との連携の状況及び予定 ⑥ 堺市イノベーション投資促進条例で定める次の企業立地計画に該当する場合については、その事業内容を記載 ・ 脱炭素エネルギー供給拠点に係る企業立地計画 ・ 成長産業分野に係る企業立地計画 ・ 特定重要物資・技術に係る企業立地計画 ・ 温室効果ガスの大幅な排出削減が見込まれる技術の導入を行う企業立地計画 ・ 中小企業者の経営支援を行う団体と連携して行う事業に係る企業立地計画			

(第6面)

(2) 投資の概要

(単位：千円)

計画 区分	申請時点まで	申請後から 操業開始まで	合 計	備考
土 地			千円	
家 屋 (附帯施設含む。)			千円	
償 却 資 産			千円	
そ の 他			千円	
合 計			千円	

4 土地の概要及び権利関係等

地番	面積(m ²)	権原の種類 (所有、賃借等)	取得価格 (千円)	契約年月日	前所有者及び その関係
				登記年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
合計	m ²		千円		

(第7面)

5 家屋（建築物）の概要及び金額並びに権利関係等

主な建築物の名称	権原の種類 (所有、賃借等)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建設(購入)費 (千円)	構造
主要な用途					
			(自社使用部分)		
			(他社使用部分)		
			(自社使用部分)		
			(他社使用部分)		
			(自社使用部分)		
			(他社使用部分)		
			(自社使用部分)		
			(他社使用部分)		
合計 棟	所有 ㎡ 賃借 ㎡	㎡	(自社使用部分) ㎡ (他社使用部分) ㎡	千円	

6 償却資産（機械設備等）の概要及び金額並びに権利関係等（高額又は主要な設備のみ）

主な機械設備等の名称(種類)	主要な用途	取得価額 (千円)	数量	取得年月 (予定)	耐用年数 (予定・年)	設置場所	備 考
合 計	千円						

7 雇用計画

(単位：人)

企業立地を行う施設に係 る従業者	操業開始 ～1年目	2年目*	3年目*	4年目*	5年目*	合計
労働者名簿記載者 (パート従業者等含む) ①						
うち市内居住者 ②						
うち新規雇用者						
市内居住者率 (②÷①)	%	%	%	%	%	%
①のうち正社員						
派遣会社等からの従業者 又は他の企業からの出向 者 ③						
合 計 (①+③)						

* 2年目以降の人数については、前年度からの増加人数のみを記入

8 環境計画

大気関係		ばい煙発生（届出）施設等の有無	☐ 有（ ☐ 既設 ☐ 新設） ☐ 無		
		大気汚染防止措置	規制基準遵守のための措置等：		
水質関係		排水の放流先及び排水量	☐ 公共用水域（ ☐ 海域 ☐ 河川（名称： ）） ☐ 公共下水道（ ☐ 合流式 ☐ 分流式） 排水量： m³/日 → m³/日		
		排水に係る特定（届出）施設の有無	☐ 有（ ☐ 既設 ☐ 新設） ☐ 無		
		水質汚濁防止措置	規制基準遵守のための措置等（排水の処理方法及び水質等）：		
		有害物質の製造・使用・処理・貯蔵の有無	☐ 有（ 有害物質名： 有害物質の漏えい防止措置：		☐ 無
土壌関係		土壌汚染の指定区域	☐ 有：指定の根拠 ☐土壌汚染対策法 ☐大阪府生活環境の保全等に関する条例 ☐その他（ ） ☐ 無		
化学物質関係		化学物質の使用の有無	☐ 有（ 物質名： 使用量： kg/年		☐ 無
騒音振動関係		騒音・振動に係る特定（届出）施設の有無	☐ 有（ ☐ 既設 ☐ 新設） ☐ 無		
		騒音・振動防止措置	規制基準遵守のための措置等：		
悪臭関係		悪臭発生施設の有無	☐ 有（悪臭防止措置： ） ☐ 無		
産業廃棄物関係		廃棄物の種類・量	品目： t/日→（ ）日ごとに処理又は搬出 品目： t/日→（ ）日ごとに処理又は搬出 品目： t/日→（ ）日ごとに処理又は搬出		
		保管施設の構造	建屋： 土間：		
		飛散流出・地下浸透防止措置	飛散流出防止措置： 地下浸透防止措置：		
緑地関係		敷地面積の %を緑化	適用	工場立地法 ・ 堺市開発行為等の手続に関する条例 その他（ ）	
車両搬出入台数		搬入（ トン車 台／日） 搬出（ トン車 台／日） 主な搬出入ルート（別紙のとおり）			
その他	関係課との協議	☐ 済（ ☐ 環境対策課 ☐ ） ☐ 未			

備考

- 1 2以上の企業による共同申請の場合にあつては、「1 申請者の概要」及び「2 資金計画」の欄については、企業ごとに記載すること。
- 2 この様式において「ばい煙発生（届出）施設等」とは、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める施設をいう。
- 3 この様式において「排水に係る特定（届出）施設」とは、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める施設をいう。
- 4 この様式において「有害物質」とは、水質汚濁防止法に定める物質をいう。
- 5 この様式において「化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に定める第一種指定化学物質をいう。
- 6 この様式において「騒音・振動に係る特定（届出）施設」とは、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める施設をいう。